

平成 29 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域合同保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで
- ・開催場所 愛知県自治センター 6 階 第 602・603 会議室
- ・出席者 杉田 洋一（名古屋市医師会長）、服部 達哉（名古屋市医師会副会長）、河野 弘（名古屋掖済会病院長）、石川 清（名古屋第二赤十字病院長）、田中 宏紀（名古屋市立東部医療センター院長）、小木曾 公（名古屋市歯科医師会長）、平手 雅樹（名古屋市歯科医師会常務理事）、野田 雄二（名古屋市薬剤師会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会長）、水野 裕之（名古屋市健康福祉局副局長）、松本 光弘（名古屋市中川保健所長）、前田 修（西名古屋医師会長）、田中 勝己（西春日井歯科医師会長）、長良 裕之（西春日井薬剤師会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、原初江（西春日井地区学校保健会副会長）、井上 博司（社会福祉法人豊山町社会福祉協議会長）、中西 正司（豊山町民生委員協議会長）、佐藤 択磨（社会福祉法人西春日井福祉会法人事務局総務課長）、菊谷 昭子（北名古屋市食生活改善推進協議会長）、坪井 陽子（愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部長）、武居 美智代（清須市健康福祉部健康増進課主幹）、大西 清（北名古屋市市民健康部長）、厚見 徳和（西枇杷島警察署生活安全係長）（敬称略）
- ・傍聴者 4 人

<議事録>

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から名古屋・尾張中部圏域合同保健医療福祉推進会議を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県健康福祉部の丸山技監から御挨拶を申し上げます。

（愛知県健康福祉部 丸山技監）

愛知県健康福祉部技監の丸山でございます。

本日はお忙しい中、今年度 2 回目の名古屋・尾張中部圏域合同保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃は、両圏域の健康福祉行政の推進に、格別の御理解、御協力をい

ただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、お手元の会議次第のとおり、議題として「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の策定について」を挙げさせていただいております。

また、報告事項としまして、「病床整備計画の承認」を始め3件の御報告をさせていただきます。

医療圏計画につきましては、昨年9月に開催しました当会議で御検討をいただきました。その後、医療審議会でお伺いし、12月にはパブリックコメントを実施し、県民の皆様からも御意見をいただいたところでございます。

本日は、これまでの御意見を基に、先月の医療計画策定委員会での検討を経てとりまとめをしました案について、御審議をお願いいたします。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本日の出席者の御紹介ですが、時間の都合もございませぬので、お手元の「構成員名簿」及び「配席図」により紹介に代えさせていただきます。なお、本日の会議には傍聴者が4名いらっしゃいますので、御報告させていただきます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。次第の裏面に配付資料の一覧がございますので、御覧いただきたいと存じます。

【次第（裏面）配付資料一覧により資料確認】

続きまして、議長の選出をお願いいたします。

議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局といたしましては、先回に引き続き、名古屋市医師会長の杉田様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意といたしまして、議長は名古屋市医師会長の杉田様をお願いいたします。どうぞ議長席をお願いいたします。それでは、以降の議事の進行は議長をお願いいたします。

(杉田議長)

本日はよろしくお願ひいたします。それでは議事に移りたいと思います。その前に、本日の会議の公開非公開の取扱いについて、事務局からお願ひします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。したがって、全て公開で行いたいと思います。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、本県のウェブページに会議録として掲載することとしておりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

(杉田議長)

よろしいでしょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の策定」について、事務局から説明してください。

(名古屋市健康福祉局保健医療課 榊原係長)

名古屋市健康福祉局保健医療課の榊原と申します。「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の策定」につきまして、私の方からは、名古屋医療圏に関する部分を中心に、資料1-1、1-2、1-3により御説明させていただきます。

今お手元にございます計画に関する資料ですが、昨年9月の当会議の後、11月に県の医療審議会体制部会及び医療審議会にて御審議をいただき、その後、12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、この2月に、第3回の策定委員会にて御議論をいただきました。それら御意見を踏まえ、また、統計数値を最新のものに更新しました計画全体の案を、資料1-3としてお示しさせていただきます。

資料1-1につきましては、前回のこの会議からの主な変更点をまとめたもの、資料1-2につきましては、パブリックコメントに寄せられた意見と、それに対する事務局の考え方をまとめたものでございます。今回のパブリックコメントにおきましては、2点の御意見をいただき、事務局で検討いたしまして、一部計画案に反映させておりますが、詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

それでは、主な変更点を中心に御説明させていただきます。

資料1-3の2ページの「第1章 地域の概況」を御覧ください。大きな変更点といたしまして、前回のこの会議で御覧いただいた案では、名古屋市域と尾張中部地域で別記載でございましたが、両地域をまとめた記載に改めており

ます。3ページからの各表につきましても、両地域を一表にまとめさせていただいておりますとともに、それぞれの数値を最新のものに改めております。3ページの表1-3-1「人口構成割合の推移」について申し上げますと、両圏域とも、高齢化が進展している状況がみてとれるところでございます。また、7ページの「第4節 保健・医療施設」ですが、平成29年10月1日現在の数値に更新しております。1年前の平成28年10月の数値と比較いたしますと、いずれの施設数もほぼ横ばいの推移となっております。なお、この表の欄外に注4として網掛けして記載してありますが、来年度から名古屋市保健所は1か所に再編され、各区には保健センターが設置されます。この計画案におきましても、名古屋市保健所の名称を必要に応じ、保健センターに改める修正を行っております。

続きまして、9ページからの「第2章 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方」でございまして、こちらはもともと名古屋市域のみの記載でございまして、12ページの「1 市立東部医療センター」の「現状」の上から二つ目の丸で、平成30年2月1日で救命救急センターの指定を受けたことを記載させていただいております。同様に10ページの表も修正しておりますので、また御覧ください。

次に、14ページからの「第3章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標」でございまして、まず、「第1節 がん対策」ですが、こちらは、17ページの「今後の方策」に関しまして、県計画の変更を受ける形で、がん登録制度の推進と定着を図ることや、地域連携クリティカルパスの活用をより一層推進することを追記しております。次に、21ページからの「第2節 脳卒中对策」です。こちら、県計画の変更を受けまして、「2 予防」の課題の一番下に、特定保健指導の周知が必要であることを、22ページの「5 医療連携体制」の課題として緊急性の高い救急医療については、医療圏を越えた対応が必要であることを追記しております。続きまして、少し飛びますが、35ページからの「第5節 精神保健医療対策」でございまして、こちらは、前回の案では、名古屋市域と尾張中部地域が別記載でしたが、今回は両圏域をまとめた記載へと大幅に変更させていただいております。その上で、「1 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化」等、項目の書き方につきましても、名古屋市域分としては、尾張中部地域に合わせる形で改めております。名古屋市域分で申しますと、37ページの「(6) 発達障害」、38ページの「(11) 自殺対策」や「(12) 災害精神医療」の「現状と課題」に関しまして、記載を追加させていただいております。また、「今後の方策」の39ページにおきまして、当事者の経験を活かしたピアサポーターの養成研修を実施すること等を追記するとともに、同ページの2の

最後の丸として、「向精神薬は長期間にわたって服用されることが多く、その結果、副作用として口腔乾燥を生じ易いことから、むし歯や歯周病などの口腔障害の誘発因子となるため、歯科医療機関との連携が必要です。」という記載を追加しております。こちらは、パブリックコメントでいただいた御意見でございます。資料1-2の下段になります。次に、42ページからの「第6節 歯科保健医療対策」でございます。こちらは、43ページの「(4) 成人歯科保健」の現状の一つ目の丸に、来年度から拡大予定の歯周疾患検診の対象者を追記させていただきます。

続きまして、少し飛びますが、71ページからの「第6章 周産期医療対策」です。主な変更点といたしまして、項目名の修正等とともに、72ページに、NICU設置病院に関する記述を追加しております。

次に、77ページからの「第7章 小児医療対策」を御覧ください。前回案からの大きな変更点としまして、章内に、新たに「1 小児医療対策」、82ページからの「2 小児救急医療対策」、86ページからの「3 小児がん対策」の3つの項目を立てた形に書きぶりを改めております。県計画の変更に合わせたものでございますが、86ページの「3 小児がん対策」につきましては、名古屋市域の状況を新たに記載しております。

続きまして、87ページからの「第8章 在宅医療対策」です。こちらも項目を県計画に合わせる形で改めております。また、88ページの「(2) 名古屋市における支援施策」の現状の一番下の丸として、来年度から実施予定の在宅医療体制の整備事業に関して記述させていただきます。

それから、少し飛びまして、112ページを御覧ください。「第11章 薬局の機能強化等推進対策」です。もともと前回会議におきまして、県計画に合わせ書きぶりを全面的に改めていたところでございますが、更に、これまでの会議での御意見等を受けまして、所要の修正を行っております。主なものとしたしましては、112ページの「第1節 薬局の機能推進対策」におきまして、現状及び課題として、地域包括ケアでの役割を務める必要性を追記させていただいております。また、115ページの「第2節 医薬分業の推進対策」の「今後の方策」として、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関が相互に連携し、患者本位の医薬分業の推進をしていく旨追記しております。

大変簡単ではございますが、計画案の主な変更点についての名古屋市からの説明は以上でございます。

(愛知県清須保健所総務企画課 古橋課長補佐)

愛知県清須保健所総務企画課の古橋と申します。私からは、名古屋市域と記載が分かれているところを中心に、尾張中部地域分について説明させていただきます。

きます。

それでは、資料1-3の第3章、46ページからの「第6節 歯科保健医療対策」について説明させていただきます。48ページの「(4) 救急歯科医療及び災害時歯科保健医療の対応」についてですが、右側の「課題」に、災害時の歯科医療救護と歯科保健医療活動の体制を整備する必要があることと、大規模災害時は長期の避難所滞在により誤嚥性肺炎等が頻発するため、避難所における口腔ケア・口腔管理を充実する必要があることの2点を追記しております。

次に、66ページを御覧ください。「第5章 災害医療対策」についてでございます。右側「課題」のところで、前回お示しした案では、尾張北部地区メディカルコントロール協議会と小牧市民病院との間で災害時のとりきめ協約を結んでいると記述しておりましたが、この内容について改めて関係機関に確認した結果、医療圏計画に記載する内容としてはそぐわないと判断いたしまして、今回はこの記述を削除させていただきました。

続きまして、79ページを御覧ください。「第7章 小児医療対策」でございますが、「現状と課題」の「2 医療提供状況」につきまして、小児専門病床、小児科を標榜している病院、診療所の数を平成29年10月1日現在の数値に更新いたしました。また、「4 小児がん対策」について記述を追加いたしました。次に、80ページの真ん中あたり「今後の方策」でございますが、小児がん拠点病院を中核とした連携協力体制の強化を行うことを記述させていただいております。それとともに、小児がん患者の復学支援について記述を追加しております。なお、81ページにあります小児救急医療連携体系図については、全面的に変更させていただいております。

最後に、109ページを御覧ください。「第10章 高齢者保健医療福祉対策」でございます。「4 福祉対策」の「課題」につきまして、市町村が中心となつて多様なサービスを充実する必要がある旨を記述させていただきました。

尾張中部地域の修正部分についての説明は、以上となります。

(杉田議長)

ただ今の事務局の説明に対して、御質問や御意見はありますでしょうか。

(今村委員)

済衆館病院の今村でございます。御説明ありがとうございます。以前、「第5章 災害医療対策」に関しまして、地元の住民が災害の時に対応できる医療機関をどのように探せばよいのかを考えた場合に、ある程度支援してくださる災害拠点病院を記載する方向でいったほうがよいのではないかと発言したことがありましたが、その点につきましては、今後の計画としてはいかがでしょうか。

(愛知県清須保健所 馬場次長兼総務企画課長)

清須保健所の馬場でございます。災害医療対策につきましては、名古屋市域と尾張中部地域それぞれでやっていくところですが、尾張中部地域の方がどのように対応していけばよいのかというのは、清須保健所で所管しております災害医療部会等で検討させていただきたいと思います。今回の医療圏計画に載せることはできませんが、今村先生が以前おっしゃったことは当然私どもも承知しておりますので、今すぐというわけにはまいりませんが、お時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

(今村委員)

ありがとうございます。これは純然たる質問でございます。「脳卒中対策」のところで、23ページの表3-2-2「愛知県脳卒中救急医療システム参加医療機関」が載せてあります。私どもは最近t-PAを始めまして、ここに記載されないのかなと思って調べましたところ、年間200例程度の搬送があるところを1つの目安にするということでした。これについては症例が増えてきまして、数がコンスタントに増えていくのであれば、計画に記載していただくよう別途申し入れてもよろしいでしょうか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 三島主幹)

この点につきましては、確認させていただいてから対応していきたいと思えます。

(今村委員)

分かりました。ありがとうございます。

(杉田議長)

他にはよろしいでしょうか。

(服部委員)

36ページの「認知症対策」のところで、認知症疾患医療センター、地域包括ケア推進会議あるいはかかりつけ医の研修等が記載されていますが、名古屋市では、認知症対応モデル病院が先週の土曜日に7か所増えて17病院になり、認知症の方が一般の病気にかかって入院する時に対応できるようになりましたが、こういったことを医療圏計画に記載していただけるかどうかは1点と、もう1点が、認知症疾患医療センターが北と東と西の3か所あり、南にはありませんが、もう1か所作る予定はあるのかどうか、この2点についていかがでし

ようか。

(名古屋市健康福祉局地域ケア推進課 木村係長)

名古屋市健康福祉局地域ケア推進課地域支援係長の木村と申します。

認知症の関係で2点御質問いただきました。1点目が、認知症対応モデル病院の養成についてでございます。名古屋市におきましては、今後、認知症高齢者が増えていくことを見越しまして、一般の病院での認知症の対応力を向上させるために、区に1か所程度のモデル病院を養成していこうということで、2次救急病院等を対象に、認知症の方を適切に受け入れるための認知症のサポートチームの設置や、院内の対応マニュアルの作成等を行っております。平成27年度から3年かけて17病院を養成したところでございます。現時点では医療圏計画に記載されていませんが、愛知県でもモデル病院を養成しているとお聞きしていますので、この記載については愛知県と検討した上で対応させていただきたいと思っております。

もう1点が、認知症疾患医療センターについてでございます。現在、名古屋市では3か所指定しております。平成24年当初、国における条件があつてなかなか増やすことができなかつた経緯がありますが、他の都道府県や政令市において増加傾向にありますので、名古屋市においても今後対応を強化していきたいと思っております。ただ、予算事項にもなりますので、現在この3か所で適切に対応できているのかどうか、また今後増やしていく必要があるのかどうか検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(服部委員)

実際そういう声が出ていたものですから、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(杉田議長)

他にはよろしいでしょうか。

(松本委員)

非常に細かいところで申し訳ありませんが、79ページの「小児医療対策」の「4 小児がん対策」のところですが、「名古屋大学医学部付属病院」の「付」の字は「卩 (こごとへん)」が付きますので、修正をよろしくお願ひします。

(杉田議長)

他にはよろしいでしょうか。

では、修正の要望がありましたので、いただいた修正意見をもとに計画案を修正し、事務局と調整のうえで議長の一任で修正させていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

以上で、議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。報告事項（１）「病床整備計画の承認について」、（２）「愛知県地域保健医療計画（別表）の更新について」、（３）「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正について」、一括して事務局から説明してください。

（愛知県清須保健所総務企画課 古橋課長補佐）

愛知県清須保健所総務企画課の古橋と申します。報告事項（１）「病床整備計画の承認について」でございますが、資料２を御覧ください。

提出された病床整備計画について、愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、地域医療構想推進委員会の意見を聴き、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたので報告いたします。

まず、「１ 病床整備計画書提出医療機関」についてです。病床の種類は、一般病床及び療養病床です。病床整備計画書提出医療機関は医療法人済衆館済衆館病院です。開設病床数ですが、回復期を担う一般病床を９床増加しまして、一般病床２３５床、療養病床１３４床の計３６９床となっております。

続きまして、「２ 基準に対する適否」についてです。

「（１） 工事を必要とする場合、原則として許可後１年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。」につきましては、着工、用地共に不要であり、無理のない計画であるため適合としております。

「（２） 開設許可病床に対する病床利用率が原則として８０％以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。」につきましては、病床稼働率は８０％以上あるため適合としております。

「（３） 医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。」につきましては、既存職員で対応可能であるため、適合としております。

「（４） 計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。」につきましては、立ち入り検査において指摘された不適合事項はございませんでした。

「（５） 地域医療構想の推進に反していないこと。」につきましては、尾張中部地域の既存病床数が基準病床数に満たないため、反しておりません。

以上、提出された病床整備計画は基準をすべて満たしておりました。
報告事項（１）「病床整備計画の承認について」の説明は以上です。

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

愛知県医療福祉計画課の久野と申します。私からは、報告事項（２）と（３）を一括して説明させていただきます。

まず、報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画（別表）の更新について」でございしますが、お手元に資料３を御用意ください。

本県の医療計画におきましては、５疾病５事業等の機能を担っていただく医療機関について、県で定めている基準に合致していることを確認した上で、別表に記載または削除を行ってございまして、今回は、本県の医療機能情報公表システムの調査結果等に基づき更新を行ってございまして、時間の都合により個別の説明は省略させていただきますが、今回修正を行ってございする箇所は、ゴシック体の太字としてございしております。資料の２ページの「がん」の体系図に記載されてございする医療機関名から、７ページの「周産期医療」の体系図に記載されてございする医療機関名までにつきまして、該当箇所をそれぞれ更新させていただきます。なお、今回は、名古屋医療圏の医療機関名の更新となっておりまして、尾張中部医療圏につきましては、今回修正はございしません。次に、８ページを御覧いただきたいと存じます。８ページ以降につきましては、来年度からの医療計画における別表として追加予定の「多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名」を参考にお示ししてございしております。各精神疾患に対して専門的治療を実施してございする「精神病床のある病院」、「精神科外来のある病院」及び「診療所」につきまして、それぞれ医療機関名を記載する予定でございしております。なお、ここで、一点訂正をお願いいたします。資料の１ページの最後の行にある根拠規定が「愛知県地域保健医療計画更新事務取扱要領」となっておりまして、正しくは「愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領」でございしますので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

続きまして、報告事項（３）「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正について」について説明させていただきます。お手元に資料４を御用意ください。

当圏域会議につきましては、参考資料１の「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」に基づき開催してございしておりますが、来年度から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合することに伴い、会議の開催等に関する規定の改正を行う予定としてございしております。主な改正内容につきましては、資料のとおりとなっておりまして、２ページ目以降に、改正案の新旧対照表をお示ししてございしております。なお、会議の招集、また資料発送等に関する事務につきましては、従来どおり、医療

福祉計画課及び清須保健所がそれぞれ担当させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

(杉田議長)

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。

(今村委員)

たびたび恐れ入ります。資料3「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」ですが、1の「がん」から「脳卒中」等、疾患ごとにありますけれども、医療圏名については、次回からは「名古屋・尾張中部」と記載されるということによろしいでしょうか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

来年度からの別表につきましては、医療圏名を「名古屋・尾張中部」と記載させていただきます。

(今村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(杉田議長)

他にはよろしいでしょうか。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

最後に、「その他」としまして、何か御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

ないようですので、終了させていただきます。

最後に、事務局から何かありますか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

事務局から2点連絡させていただきます。

1点目でございますが、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

2点目でございますが、本日はこの後、休憩を挟みまして、午後2時30分から名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会を開催いたします。名

古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会の委員の皆様方におかれましては、引き続き御参加いただきますようお願いいたします。

なお、配席が若干変わりますので、準備をさせていただく間、一旦席を離れてお待ちいただきますようお願いいたします。また、引き続き傍聴を御希望される方におきましても、一旦外に出てお待ちいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(杉田議長)

それでは、名古屋・尾張中部圏域合同保健医療福祉推進会議は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。